

甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会

第2回策定委員会議事録

日 時：2005年11月 1日 午後2時～午後4時30分
場 所：甲賀市社会福祉センター中会議室

甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会事務局

第2回 甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会 議事録

【次第】

- 1 あいさつ
- 2 協議事項
 - (1)市地域福祉計画策定委員会に係る情報公開方針(案)並びに前回議事録(案)について
 - (2)市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定(案)について
 - (3)市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査(案)について
 - (4)ワーキング会議等活動報告と地域福祉レポート作成報告について
 - (5)今後のスケジュールについて
- 3 その他(質疑)

【出席委員】

策定委員10名 津止委員長、山口委員、横井委員、辻委員、吉田委員、城山委員
坂本委員、杉本委員、大平委員、市岡委員

ワーキングスタッフ(市行政職員スタッフ・市社会福祉協議会スタッフ・大学スタッフ)

【配布資料】

- ・第2回甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会次第
- ・市地域福祉計画策定委員会に係る情報公開方針について
- ・平成17年6月議会改正後甲賀市情報公開条例
- ・第1回策定委員会議事録(案)
- ・甲賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について(案)
- ・甲賀市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- ・甲賀市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査実施要領(案)及び調査票(案)

事務局：それでは、定刻が参りましたので、第2回甲賀市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。最初に、津止委員長よりご挨拶をお願いします。

- 1 あいさつ
津止委員長よりあいさつ

2 協議事項

(1)市地域福祉計画策定委員会に係る情報公開方針(案)並びに前回議事録(案)について

事務局：資料「市地域福祉計画策定委員会に係る情報公開方針について」の説明。

委員長：情報公開については、第1回策定委員会にて要検討となった事項です。先に行いました

ワーキンググループ会議において議論した結果、事務局からの説明にありましたように、議事録等の内容は、その要約版をインターネットのホームページにおいて公開、閲覧できることとし、また、策定委員会の傍聴については、会議室のスペース等の制限もあり平等に何人もの傍聴を認めることが不可能であることから、原則許可しないということで意見がまとまりました。情報公開については以上の方針で決定してよいでしょうか。ご意見はございませんか。

(委員から異議なしの声)

委員長：ありがとうございます。それでは策定委員会の議事録をホームページ上に公開することに決定いたしました。近日中に議事録が公開されますので、配布資料の議事録(案)でお気づきのところがありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

(2)市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定(案)について

委員長：続きまして、次第の(2)に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：資料「甲賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について(案)」の説明。
資料「甲賀市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱」の説明。

委員長：計画策定案は、前回の策定委員会でもお配りした資料ですが、今回はさらに精度を高めた内容となっております。何かご意見はございませんか。

委員：資料「地域福祉(活動)計画の策定について」の説明で、人権尊重を基本にしながら計画を進めるとあったが、地域福祉計画における人権尊重とはどのようなことをいうのか。また、地域福祉活動団体とは、具体的にどのような団体を指しているのか？

事務局：計画の位置づけ図にあるように、市には高齢者・障がい者・子どもなど分野別の行政計画があります。これらの各計画は人権尊重を基本に策定されています。地域福祉計画は、これらの計画の理念や考え方の共通部分を明らかにし、地域福祉の視点から分野横断的に定める計画です。したがって、地域福祉計画の策定においても人権尊重を基本に計画を進めることとなります。また、地域福祉活動団体としてもっとも代表的なものは民生委員児童委員や市団体、障害者団体、ボランティア団体などがありますが、広い意味で福祉活動を行っている団体と捉えています。

委員：民生委員や障害者団体、高齢者団体などは一般によく知られている団体であるが、今まで地域福祉活動を底上げしてきた団体はどの団体か？それは人権団体ではないのか？人権団体を抜きにして地域福祉を推進できるとは思えないがどのように考えているのか。

事務局：人権団体も地域福祉活動団体として考えています。活動団体の意見等については、団体ワークショップにおいて意見を吸い上げたいと考えています。

委員長：意見にあるように、地域における活動団体はさまざまな種類があります。地域福祉を考えるにあたって活動団体の枠を狭めるのではなく、広い範囲で団体を捉え、地域福祉計画を作っていく必要があると思います。では次に、説明にありました行政の地域福祉計画策定に、社会福祉協議会がメンバーの一員となっていることの意味はご理解いただけますでしょうか。

委員：社協は孤立化していると思います。現在の社協は、審議はするが福祉施設や現場の福祉との関わりが薄くなってきているのではないかと。社協は常に受け身で、地域に積極的に向いていないように思う。

事務局：確かに現在の社協は介護保険事業などの在宅サービスが中心的事業になっており、地域における各種団体や施設などとの横のつながりを作る活動が弱くなっている部分はあると思います。今回の地域福祉計画の策定を通して、本来社協がすべき事項を確認し、今後の社協活動、活動計画策定に活かしていきたいと考えております。

委員長：他にご意見はありませんか。

委員：私自身が障害のある子どもを育てた経験があり、子育てをしながら感じたことは、地域が崩壊してきているということです。これまで行政や社協が積み上げてきた地域福祉と、住民の要望にズレが生じてきているのではないかと思います。このようなズレを修正し、地域を作り直すことが地域福祉計画ではないでしょうか。しかし、そうはいつでも行政の財源も限られています。やはり住民自身が汗をかくことも大切だと思います。

委員長：人権と地域福祉計画の関係についてのご意見をいただきました。地域福祉計画・活動計画の策定については案の段階ですので、今後も委員の皆さんの忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

(3)市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査(案)について

委員長：それでは次に、市民意識調査について事務局より説明をお願いします。

事務局：市民意識調査は市民の暮らしや地域福祉に関する考え方や意見を把握するための一つの方法です。アンケート調査以外にも、小地域でのワークショップや市民フォーラムを開き、市民の声を集めたいと考えています。それでは資料「甲賀市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査実施要領」と調査票の内容をご説明させていただきます。(説明)

委員：実施要領には回収率50パーセントを見込んでいますが、市総合計画の意識調査の回収率はどのくらいありましたか？

事務局：郵送方式で回収し、回収率は30数パーセントだったと聞いています。

委員：市総合計画でその率であれば、地域福祉計画はさらに低い回収率になる可能性もあります。合併後の初めての本格的な意識調査であることを強調し、低くなりすぎないようにする工夫があると思います。

委員：設問3に、住んでいる小学校区を答えるようになっていますが、それは今後の地域福祉活動の単位を小学校区と考えているからですか？現在の活動範囲とは異なる部分もでてくるとは思いますが？

事務局：地域福祉計画は小学校区を中心に考えています。現在は区を中心に活動している地域が多いと思いますので、区の活動を充実しながら小学校区へと活動範囲を移行するように考えています。

委員：私は児童福祉に関わっているものです。アンケート調査の対象は20歳以上でよいのでしょうか。子どもの権利条約の中でも、子どもの意見表明の権利が認められています。また、次世代育成支援の視点からも、次の世代を担う子どもたち自身の意見を多く拾う必要があると思います。したがって、地域福祉の意識調査の中でも子どもの意見が反映される内容にするべきだと思います。

委員：市総合計画の意識調査は16歳以上の市民を対象に7,000人を調査しているが、地域福祉計画は5,000人になっている。2,000人少ない分、対象年齢が20歳以上になったと解釈してよいのですか？

事務局：子どもの意見を吸い上げることについては、市総合計画の市民意識調査の集計結果を活用したいと考えています。その他にも活用できる調査結果がありますので、地域福祉計画の意識調査は、市総合計画の調査とはできる限り重複しない調査項目を設定しています。

委員長：市総合計画で積み上げられた資料や結果は活用していきます。計画づくりには地域福祉の視点による意識調査のほか、小地域ワークショップや市民フォーラム、団体ワークショップを行い、意識調査だけでは拾えない部分も加えて進めていきます。

委員：子どもの意見を吸い上げることは非常に大切であるが、この調査票を使って子どもにアンケートをとることは難しいと思う。むしろ、この調査とは別に子ども用の調査をする必要があるのではないか。

委員：子ども用にアンケートを実施するのであれば、中学校や高校など学校に協力を要請する必要もでてくる。

委員長：たくさんのご意見をいただきました。次世代育成は地域福祉においても重要な柱のひとつです。また滋賀県が出している地域福祉計画の指針にも子どもの意見を尊重するようにとあります。したがって、この件については宿題として預かり、ワーキンググループにて検討したいと思います。

委員：甲賀市には2,000人以上の外国人の方がおられます。このアンケートには、外国人の方の意見を生かす場所が見当たりません。設問17、18は暮らしの課題や福祉ニーズに関する項目ですが、このあたりに外国人の方が抱えている課題を聞く項目は入れられないでしょうか。

委員長：ニューカマーについてのご意見ですが、事務局はどのように考えていますか。

事務局：具体的な設問項目のご提案があれば、加える方向で検討したいと思います。

委員：ニューカマーの意見を拾い上げたい気持ちは分かるが、ニューカマーのくくりが非常に曖昧で把握しづらい。例えばこの人たちが「ニューカマー」という団体に加入しているのであればわかりやすいが、そうではない。アンケートの調査結果からニューカマーの生活課題を拾うことは難しく、また、ニューカマーの課題としてみるべきものは、外国人登録をしていない外国人の生活ではないか。そういった外国人へは、職場を通じて直接アンケートをとるなどしない限り声を聞く方法はないのではないかと。

委員：水口では特に外国人労働者が多く、外国人の意見を無視して地域福祉を考えることはできません。また、外国人にアンケートが届いた場合、回答率は低いと考えられます。外国人の意見についてはアンケート以外の方法を考えたほうが良いのではないのでしょうか。

委員：私自身、精神障害がありますが、外国人に限らずアンケートに答えられない人もいます。話ができない、家にとじこもっている、このような人前にでて自己表現のできない人の意見も拾いあげてほしいと思います。

委員：生活環境に関する設問はこの9つでよいのでしょうか。子どもに関する項目がないが。

委員：このアンケートは専門職用ではなく、一般住民用である。これ以上難しい内容にするのはふさわしくない。

委員長：今日のご意見を考慮し、事務局にて再度検討したいと思います。アンケートに反映されなかった部分は、今後のワークショップや懇談会等で活かしていくと良いと思います。大切なことはアンケート調査は万能ではないということです。アンケート調査に加えて、小地域ワークショップや住民懇談会を行い、より重層的に捉えていく必要があります。また、外国人の方の意見を聞く機会については、ワーキンググループにて検討したいと思います。

(4)ワーキング会議等活動報告と地域福祉レポート作成報告について

委員長：8月10日に第1回策定委員会を開催し、その後、ワーキンググループ会議を6回開きました。旧町地域レポート・社協レポート・行政レポートによる地域特性の把握、調査項目の検討等を行い、ディスカッションを重ねるにつれて、地域特有の住民組織や地域

活動、伝統行事、解決すべき課題等が見え、ワーキンググループの中での共通認識ができてきたように思います。今日お配りしています地域レポートは職員による力作ですのでぜひ目を通してみてください。読まれた感想等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局：今後のスケジュールの説明。

委員長：スケジュールについてご質問等ございませんでしょうか。次回の策定委員会は来年1月を予定しております。

それでは第2回甲賀市地域福祉(活動)計画策定委員会を終了いたします。